

送致手続の特例における微罪処分手続について（通達）

平成17年7月21日

広刑総第912号・広生企第998号・広地域第711号警察本部長

改正 平成28年12月5日

各部長・参事官
各所属長

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第246条ただし書の規定による送致手続の特例については、同法第193条第1項の規定による広島地方検察庁検事正からの指示に基づき、送致手続の特例について（昭和44年5月30日付け広捜一第473号、広防第1103号）により実施しているところであるが、この度、同検察庁検事正から送致手続の特例（微罪処分）について（平成17年6月29日付け広地刑第890号）により微罪処分の基準金額の改定及び適用罪種の拡大を図り、平成17年8月1日から実施するとの指示があった。

そこで、今回指示された事項を踏まえ、現行の通達を整理して新たに送致手続の特例における微罪処分手続について次のとおり定め、同日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、送致手続の特例における特に送致すべき事件の指示について（平成15年5月26日付け広刑総第382号）及び微罪処分関係事務の合理化について（昭和39年11月25日付け広刑指第546号）は、平成17年7月31日限り廃止する。

第1 送致手続の特例

1 微罪処分の基準

司法警察員は、その捜査した成人の刑事事件につき、犯罪事実が軽微で次のいずれかに該当する事由があり、刑罰を必要としないと明らかに認められるときは、送致の手続をとることを要せず、他の同一取扱いをした事件とともに、その処理年月日、被疑者の氏名、年令、職業、住居及び犯罪事実の要旨を毎月一括して検察官に報告すれば足りる。

なお、被害者宥（ゆう）恕（じょ）又は被害者の処罰希望の有無に関しては、被害者の意思確認を徹底すること。

- (1) 被害額がわずかで（おおむね20,000円の範囲内）、かつ、犯情軽微であり、盗品等の返還その他被害の回復が行われ、被害者が処罰を希望せず、かつ、被疑者に前科・前歴がなく、素行不良者でない者の偶発的犯行であって、再犯のおそれのない窃盗、詐欺又は横領事件及びこれに準ずべき事由がある盗品等に関する事件
- (2) 得喪の目的たる財物が極めてわずかで、かつ、犯情軽微であり、共犯者のすべてについて再犯のおそれのない初犯者の賭（と）博事件
- (3) 検事正が特に指示した特定罪種である暴行罪の事件で犯情軽微であり、被害者が宥（ゆう）恕（じょ）し又は処罰を希望せず、かつ、被疑者が前科・前歴なく、素行不良者でない者の偶発的犯行であって、凶器未使用の態様が軽微なもの

2 留意事項

前記1に該当する場合であっても、次に掲げる事件にあっては、通常送致手続によるものとする。

- (1) 刑事訴訟法第199条（通常逮捕）又は第210条（緊急逮捕）の規定によって被疑者を逮捕した事件
- (2) 告訴、告発又は自首のあった事件
- (3) 法令が公訴を行わなければならないことを規定している事件
- (4) 検事正が特に送致すべきものとして指示した被疑者又は共犯者が公務員

(みなし公務員及びアルバイト等の臨時職員は除く。)である事件

- (5) 被害額が前記1の(1)に掲げる基準金額以内の事件であっても、事案の性質、被疑者の性格、境遇等により微罪処分に付することが相当でないと考えられるもの

第2 微罪処分の手続

1 基本的配慮事項

- (1) 微罪処分の手続は、前記第1の規定のほか、刑事訴訟法、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)等に基づき実施する。
- (2) 微罪処分には、犯罪が軽微で刑罰を必要としない犯情がある一定の条件下の事件について、事務の合理化・効率化を図ることにより、他の重要事件の捜査に力を集中する目的などがあるので、特例の条件の充足に関する慎重な検討を行い、効果的な運用を図るように努めること。

2 微罪処分の手続

(1) 検挙した警察官の措置

軽微な窃盗、詐欺、横領、盗品等、賭(と)博若しくは暴行罪の事件を検挙し、又はその端緒を得た警察官(以下「取扱者」という。)は、その事件が微罪処分の条件に該当するか否かについて、別記様式の微罪処分手続書(以下「手続書」という。)の検討項目により検討し、そのいずれにも該当すると認めるときは、その旨を警察署の主管課長(刑事担当課長又は地域担当課長のことをいう。以下同じ。)に報告し、指揮を受けて手続書を作成(その1※印の部分のみ記載すること。)するとともに、犯罪経歴及び指名手配の有無その他必要な照会を行い、証拠資料、関係記録等とともに、速やかに警察署長に進達すること。

(2) 警察署の主管課長の措置

警察署の主管課長は、取扱者から前記(1)の報告を受けたときは、警察署長に報告して指揮を受け、取扱者に必要な指示をするとともに、自らその事件を処理し、又は幹部警察官のうちからその事件を処理させる者を指定して処理に当たらせること。

(3) 事件処理担当者の措置

前記(2)により自ら事件を処理する警察署の主管課長又はその事件の処理を命ぜられた者(以下「事件処理担当者」という。)は、その事件の取扱者と緊密な連絡を行い、微罪処分の可否についての意見を上申し、指揮を受けて手続書の供述書欄その他の事項を処理すること。

(4) 手続書の作成要領

ア 罪名

該当する罪名を○で囲むこと。

イ 発覚の端緒

犯罪発覚の端緒は、簡潔に記載すること。例えば、「○○○○の現行犯逮捕」、「被害者の届出」、「○○巡査の聞き込み」、「○○巡査の現認」等と記載する。

ウ 犯罪事実の要旨

犯罪の日時、場所、被害者、被害金品、手段方法、結果等いわゆる六何の原則に従って、できるだけ要領よくまとめて記載すること。

被害金品は、○○ほか○点という記載をせず、品名及び数量は全部記載すること。

エ 犯行の動機

犯行の直接又は間接の動機を簡潔に記載すること。例えば、「生活費に窮して」、「一時的な好奇心から」、「被害品を見て欲しくなり」、「娯楽行為とし

て」等と記載する。

オ 微罪処分の検討事項

該当する番号を○で囲むこと。

カ 処分に伴う処置

右の空欄に事件処理担当者が押印すること。

キ 被疑者供述書

あらかじめ、手続書の犯罪事実の要旨欄を読み聞かせ、これを確認させた後、必要事項を記載・署名させ、できるだけ押印にかえて指印させること。

ク 被害者供述書

あらかじめ、判明している被害及び犯行の状況などを説明し、これを確認させた後、必要事項を記載させ署名押（指）印させること。不要文字は削除し、押（指）印させること。

ケ 請書

被疑者の将来の監督指導並びに被害者に対する被害回復及び謝罪について注意を与えた上、必要事項を記載させ、署名押（指）印させること。

(5) 証拠品に対する措置

微罪処分に付する事件の盗品等、証拠品などは、特に必要と認める場合を除いては、領置、差押えの手続をとることなく、事件処理担当者が立会して、直接、被疑者から被害者又は所有者に返還させる措置をとらせること。すでに領置、差押えの手続のとられたものについては、原則として還付の手続をとること。

(6) 記録の編てつ・保管

必要な手続を終えた手続書及び関係記録は、微罪処分事件報告書の控えと一括して微罪処分事件報告書つづりに編てつし、7年間保管すること。

(7) その他

ア この措置を効果的に活用するには、取扱者が多くの書類を作成する以前に適切な報告をすることと、これに基づき微罪処分に付することができるか否かについて、報告を受けた者が、速やかに的確な判断と指揮をすることが先決であるので、事前に微罪処分手続に関する十分な教養を行うこと。

イ 微罪処分に付した事件も犯罪統計規則（昭和40年国家公安委員会規則第4号）に定める犯罪統計原票（刑法犯認知情報票、刑法犯検挙情報票及び刑法犯被疑者情報票）の作成を要するので、その作成を怠らないようにすること。

ウ 微罪処分に付した事件については、犯罪事件処理簿の作成を要しない。

エ 微罪処分に付した事件について、その後新たな事実が判明し、送致することが適当であると認められるに至った場合又は検察官から特に送致の指示があった場合は、再捜査の上、通常送致手続を行うこと。

オ 被疑者の取調べに際しては、いわゆる供述拒否権のあることを告げなければならない。

署長	副署長 次長	刑事官	課長	係長	取扱者 階級 氏名
微 罪 処 分 手 続 書					
※被疑者 本籍 住居 職業 氏名					
年 月 日生 (歳)					
※罪名 窃盗・詐欺・横領・盗品等・賭博・暴行			※発覚の端緒		
※犯罪事実の要旨					
※犯行の動機					
※微罪処分の検討事項 <input type="radio"/> 被疑者 1 成人である。 2 前科・前歴はない。 3 素行不良者ではない。 4 公務員ではない。 <input type="radio"/> 罪 名 1 窃盗 2 詐欺 3 横領 4 盗品等 5 賭博 6 暴行 <input type="radio"/> 条 件 1 被害額はわずかである。 (賭博の場合) 2 犯情は軽微である。 1 賭けた金品はわずかである。 3 偶発的犯行である。 2 共犯者のすべてが再犯のおそれがない初犯者である。 4 再犯のおそれはない。 5 盗品等の返還又は損害賠償がなされている。 (暴行の場合) 6 被害者が処罰を希望しない。 1 被害者 宥恕 ^{ゆうじよ} 2 凶器未使用である。 <input type="radio"/> その他 1 告訴・告発・自首事件ではない。 2 通常逮捕・緊急逮捕した事件ではない。					
※検挙年月日 年 月 日			検察官報告年月日 年 月 日		
処分に伴う処置					
1 被疑者に対し厳重に訓戒を加え将来を戒めた。					
2 親その他の監督者又はこれに代わるべき者を呼び出し、将来の監督につき注意を与え請書を徴した。					
3 被疑者に対し、被害者に対する被害の回復、謝罪その他適当な措置を講じさせた。					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

被疑者供述書

年 月 日

警察署長

様

氏 名

①

私が、ただいま読み聞かせていただきましたとおりの罪を犯したことに間違いありません。
このことにつきましては心から反省し、今後は二度とこのような過ちを犯さないことをお誓い
します。

被害者供述書

年 月 日

警察署長

様

住 所
職 業

氏 名

①

私は、

・ ただいま説明を受けました
・ かねて被害届をしていました

とおり、

1 日 時 年 月 日 午 時 分 ころ

2 場 所 において

3 被害金品
の被害を受けましたが、被害額もわずかで、また、

・ 被害品も返して
・ 被害を弁償して

いただきましたので、

犯人に対しては寛大な処分をお願いします。

請 書

年 月 日

警察署長

様

住 所
職 業
間 柄

氏 名

①

上記の者が、警察において取調べ中のところ、本日寛大な処分をいただきありがとうございました。今後は、私の責任において十分注意し、二度とこのような過ちを犯さないように監督することを約束します。

- 注1 ※印の各欄は取扱者が記入すること。
2 被疑者の取調べに際しては、供述拒否権を告げること。
3 処分に先立ち、微罪処分検討事項によってその可否を検討し、条件を具備するときは、指揮を受けて各項目の番号を○印で囲むこと。
4 被疑者供述書の記載に当たっては、事前に犯罪事実の要旨欄を読み聞かせること。